別記様式第七（第六十条関係）

（表面）

6センチメートル

第　　号
年　月　日

所　属　庁
氏　　名
年　月　日生

中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による証明書

年　月　日まで有効

所属庁　印

9センチメートル

（裏面）

6センチメートル

通　訳　案　内　士　法　抜　粋

（登録証の提示等）

第二十九条　（略）

2　通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

中　心　市　街　地　の　活　性　化　に　関　す　る　法　律　抜　粋

第八十六条　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

9センチメートル

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第二条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第三条第四号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第二十三条第一項第二号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第二十七条第四号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第八十五条第一項第六号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加え、同項第二十三号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第八十七条第十七号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同条第二十二号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第九十九条第六号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同条第十一号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第百一条第四号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第百二十二条第四号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同条第十一号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

第百二十五条第二項第十一号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同項第十九号中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

告　示

○内閣府告示第百五十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。

法においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされている。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第十四条第一項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。